

端末レンタル利用規約

DiDi モビリティジャパン株式会社(以下、「当社」といいます。)は、当社がタクシー事業者に対して提供するレンタル端末に関し、タクシー事業者のご利用条件を以下の通り定めます。

第1条(本規約)

本端末レンタル利用規約(以下、「本規約」といいます。)は、DiDi モビリティジャパン株式会社(以下、「当社」といいます。)が所有する端末及び充電器・付属品等(以下、総称して「端末等」といいます。)を当社のレンタルサービス(以下、「本サービス」といいます。)の利用申込者(以下、「申込者」といいます。)に貸与するにあたり、当社と申込者の利用契約(以下、「本契約」といいます。)に適用されるものです。本契約の申込みは、本規約をよく読み、同意の上で行ってください。

第2条(契約の成立)

1. 本契約は、申込者が本規約及び注意事項等を承諾の上、当社の定める所定の手続きにより申し込みを完了し、当社が申込を承認した時点で成立するものとします。
2. 当社は申込者が本契約に違反し又は違反するおそれがあるとき、その他当社の業務遂行上支障があると認めたととき、在庫不足等の事情により、本契約の申込を承諾しないことや、申込の内容通り本サービスを提供できない場合もあります。

第3条(利用期間)

1. 本サービスの利用期間とは、「受取日(以下、「レンタル開始日」といいます。)」から「返却日(以下、「返却日」といいます。)」までの期間とします。
2. 本サービスの利用期間の計算は1ヶ月単位とし、その期間は当月レンタル開始の起算日から翌月の起算日の前日までの間とします。

第4条(利用期間の延長)

1. 申込者は、利用期間を延長する場合、返却日の30日前までに必ずその旨を書面にて当社に伝え、当社の承諾を得るものとします。
2. 当社は、当社の業務の遂行上支障がある場合、利用期間の延長を承諾しない場合があります。
3. 当社は、申込者が第1項の手続きをせずに返却日を過ぎても端末等の使用を続けていると認められた場合は、直ちに回線停止措置を行うことができるものとします。当該回線停止措置により、申込者及び第三者が被った損害等については、当社は一切の責任を負いません。

第5条(端末等の引渡し及び返却手続き)

1. 端末等の引渡しは、申込者が指定した場所に配送することによって行われるものとします。
2. 万一、配送業者の過失により端末等が配達希望日迄に届かなかった場合、当社は一切の責任を負わない

いものとします。

3. 端末等の引渡しは、申込者(法人での申込みは除きます。)のみ受け取れるものとします。
4. 申込者は返却日に、端末等を当社所定の方法にて当社宛に返却するものとします。但し、申込者が当社所定以外の方法により返却をする場合、申込者がその費用を負担の上で行われるものとします。

第6条(料金)

レンタル料金については、端末レンタル申込書(以下、「申込書」といいます。)に記載する当社の指定する料金を適用します。

第7条(端末等の通信料の従量課金)

申込者は本サービス中に端末等の定額外のデータ通信(従量課金データ通信)を使用された場合は、その理由に関わらず、その料金を全額支払うものとします。

第8条(支払方法)

1. 申込者による第6条で規定するレンタル料金の支払いは申込書記載の方法にて行うものとします。
2. 当社は、申込者が本サービス利用中に既に当社より請求書を発行した本契約に対して、そのお支払い期日までに支払いがない場合、直ちに回線停止処置を行うことができるものとします。
3. 本条に基づき回線停止処置を行った場合、申込者及び第三者が被った損害等について当社は一切の責任を負いません。

第9条(申込者の義務)

1. 申込者は、端末等を善良なる管理者の注意をもって、維持、管理するものとし、各端末等の利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 各端末等の第三者への譲渡、質入れ、転貸、転売、オークション等への出品、その他の処分
 - (2) 各端末等の分解、解析、改造、改変等
 - (3) 各端末等の損壊、破棄、紛失、滅失等
 - (4) 各端末等の著しい汚損(シール貼付、削切、着色など)
 - (5) 各端末等の契約外の不正使用
 - (6) 各端末等の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
 - (7) 各端末等の日本国外持ち出し
 - (8) 各端末等を推奨環境以外で利用すること
2. 申込者は、道路交通法を含む関係各法令を遵守しなければなりません。
3. 第1項各号の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合及び申込者が前項に違反した場合、申込者は別途定める違約金を支払うものとします。

第10条(補償サービス及び端末等の盗難、紛失、破損)

1. 申込者は当社からレンタル中の端末機等に故障・盗難・紛失・破損(以下、「故障等」といいます。)が生じ

た場合は、直ちに別途当社が指定する連絡先(以下、「当社連絡先」といいます。)に申し出ると共に盗難及び紛失の場合は警察にも届出るものとし、当社は、該当端末等について直ちに回線停止措置を行うものとし、

2. 申込者は、当社からレンタル中の端末等の故障等その他申込者の責任により当社に損失が生じた場合、直ちに当社に申し出るとともに、当社が別途定める基準に従って当該損失を賠償するものとし、
3. 申込者は、当社に対し、故障等により発生した端末等の修理費その他付随サービスに関する料金を全て支払うものとし、
4. 当社は、申込者の故障等の申告を受けた場合、直ちに代替品を送るものとし、その際、当社が指定した返却日に該当端末等の返却がなかった場合は、申込者は追加での本サービスの利用とみなし、追加料金を支払うものとし、

第 11 条(証明書類等の提示、提出)

当社が端末等の保全、当事者の確認等のため、申込者の本人性確認等を必要と認めた場合には、申込者に対して証明書類等の提示、提出を求めることがあります。申込者は、当該求めに誠実に応じなければなりません。

第 12 条(端末等の利用の制限)

1. 本サービスで使用される端末等は、当社所定の方式によるサービスを提供している地域でのみご利用できます。
2. 端末等の利用の際には、以下の各号に定める制限があります。これらにより申込者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとし、
 - (1) 端末等は無線を使用している為、サービスが使用可能な地域においても電波の届かない場所や利用できない場合があること。
 - (2) 精密機器である端末等は、注意をもって使用している場合でも故障する恐れがあること。
3. 使用目的・方法において、犯罪行為、違法行為、公序良俗に反する行為、及び当社に損害を及ぼす一切の行為は禁止します。

第 13 条(当社への連絡)

1. 申込者は、端末等が正常に作動しない場合や、通話が出来ない等の問題が起こった場合には、直ちに当社連絡先へ連絡するものとし、
2. 申込者は、電気通信設備による通話上の著しい支障・第三者の違法行為により発生する予期せぬ事態・申込者の過失による電話機の故障・予期せぬあらゆる自然災害やストライキ・政治的決定等による場合が生じた際は、問題等が発生した時点で当社へ連絡するものとし、万が一申込者の都合により連絡されなかった場合は、その間のレンタル料金が発生するものとし、
3. 前二項の場合において、問題等が発生した時点で申込者が当社へ連絡を怠った場合に生じた損害については、当社の責めに帰すべき場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとし、

第 14 条(申込のキャンセル)

申込者は、本サービス契約後にキャンセルをする場合には、直ちに当社に通知するものとします。キャンセルが申込者のレンタル開始日から7営業日前までに行なわれた場合のキャンセル料金は、かからないものとし、レンタル料金は全額返済いたします。但し、キャンセルがレンタル開始日の4日前以降(但し当社休業日を除く)に行われた場合、本サービスの初月分の全額がキャンセル料として発生します。申込者はキャンセル料を当社指定の方法で支払うとこととします。

第 15 条(契約解除)

1. 当社は、申込者に次の各号に定める事由が生じたときは、催告・通知の手続きをせずに直ちに回線停止措置を行い、本契約を解除できるものとします。この場合において、申込者は直ちに端末等を当社へ返却するものとし、契約解除によって生じた一切の損害及び債務を負担することとします。また、利用期間中の契約解除により生じる未使用期間分のレンタル基本料金及び補償サービス料金の返還は一切いたしません。
 - (1) 申込者が第 9 条に定める義務事項に違反したとき
 - (2) 本規約各条の禁止事項のいずれかに該当したとき
 - (3) 本契約申込にあたって所定の申込書面の事実を反する記載を行ったことが判明したとき
 - (4) 申込者の信用状態が大幅に悪化したとき
 - (5) 理由の如何にかかわらず、本契約の前提となるプラットフォームサービス利用契約が終了したとき
 - (6) その他、当社が本契約の継続が困難と判断したとき
2. 本条に基づく本契約解除に関し発生した一切の損害及び債務は申込者の負担とします。

第 16 条(本サービス内容、利用規約及び料金の変更)

当社は、本サービス内容、利用規約、本サービスのレンタル料金を予告なく変更することがあります。

第 17 条(禁止事項)

1. 申込者は、当社が事前に承認する物品のほか、端末等に他の物品の取り付けや、端末等の改造又は性能の変更を行ってはなりません。
2. 申込者は、端末機器に挿入されている SIM カードを取り外し、他の端末機器に挿入して利用してはなりません。
3. 申込者は、本契約に基づく端末等及び当社に対する権利を第三者に譲渡、転売、転貸や、端末等に係わる権利を侵害する行為をしてはなりません。
4. 申込者は、当社が別途指定する推奨環境以外で端末等を利用してはなりません。

第 18 条(免責)

1. 当社は、申込者が端末等を本来の目的や推奨環境下で利用しなかったことにより、申込者及び第三者が被った事故または損害等については、原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとし、申込者はこれを予め異議なく承諾するものとします。

2. 当社は、申込者が自身の保有する機器やソフトウェアを使用し、当該保有機器等の仕様および動作不具合により機器を利用できない場合の責任を一切負わないものとします。
3. 当社は、別紙のプロダクトサポート規約記載のサポートを除き、全てのアプリケーションについて動作保証やサポート等の責任を一切負わないものとします。
4. 当社は、端末等の返却後速やかに端末機器の初期化を実施するため、ご使用後のデータ等に関するお問い合わせ等は一切お受けいたしません。

第 19 条(フェアユースポリシー(データ通信を公平にご利用いただく為の政策・方針))

全てのお客様に公平公正な通信環境を確保する為、また通信会社の政策により、過大かつ過剰な通信を行った場合、利用中断または利用制限を行うことがございます。また、動画等ストリーミング、VOIP、FTP、オンラインゲーム、大量データのダウンロードなど負担の大きな通信について、通信プロトコルにより利用制限を行う場合があります。当社は、このような通信の中断や制限が生じた場合でも、料金の返金を行わないものとします。

第 20 条(通信速度)

申込書に記載の端末等の通信速度は、送受信時の技術規格上の最大値であり、実際の通信速度を示すものではありません。ベストエフォート方式による提供となり、実際の通信速度は、通信環境やネットワークの混雑状況に応じて変化します。

第 21 条(利用停止・中断)

当社は、次の各号に該当する場合、本サービスの利用停止または一時中断の措置をとることがあります。この場合、当社が適当と判断する方法で事前にお客様にその旨を通知するものとします。但し、緊急の場合または止むを得ない事情により通知できない場合、この限りではありません。

- (1) 通信設備またはサービス障害、メンテナンス工事等により通信ができない場合
- (2) 接続事業者およびアプリケーション提供元の都合により通信ができない場合
- (3) その他技術上または当社の業務の遂行上やむを得ない場合
- (4) 当社が定める各禁止事項について違反したと判断した場合

第 22 条(準拠法)

本契約の準拠法は日本国法とします。

第 23 条(合意管轄等)

当社と申込者の間で本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第 24 条(その他、本サービスの個別条件設定)

当社は、本サービスの個別の条件設定や取り決めが本契約内容と相反する場合は、個別の条件設定や取り

決めの内容を優先とするものとします。

2018年9月3日 制定

2018年12月5日 改定

2019年4月1日 改定

【別紙】

・プロダクトサポート利用規約

【別紙】 プロダクトサポート利用規約

第1条(定義)

本規約において、以下の用語は、文脈により別異に解すべき場合を除き、以下に定める意味を有するものとします。

- (1)「対象製品」とは、申込書等に記載のある基本サービス及びその改訂版をいいます。
- (2) プロダクトサポート」とは、対象製品について提供される、本規約別紙記載のサービスをいいます。
- (3)「申込書等」とは、本契約の申込みの意思表示を行うために対象製品の利用者が当社に対して提出する当社指定の書面(電磁的方法による場合を含みます。)をいいます。
- (4)「タクシー事業者」とは、当社との間で本契約を締結した者をいいます。

第2条(本契約の成立)

1. 本契約は、本規約に同意の上で、申込書等に必要事項を記入して為された申込みに対し、当社が異議なく承諾した時点で成立するものとします。
2. 当社は、以下のいずれかに該当する者から本契約の申込みを受けた場合、当該申込みを承諾しないことができるものとします。
 - (1) 申込書等に虚偽の事項を記入した者
 - (2) 過去に、自己の責めに帰すべき事由により本契約を解除されたことがある者又は当社が提供する他のサービスについて解除、利用登録の抹消等をされたことがある者
 - (3) 暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力に属する者又はその合理的な疑いがあると認められる者
 - (4) その他当社が不適切であると判断する者
3. タクシー事業者がプロダクトサポートの最終受益者(乗客を含む、対象製品の利用者のことを指し、以下「エンドユーザー」といいます。)ではない場合、タクシー事業者は、その責任において、エンドユーザーに対し、本契約条項に基づきタクシー事業者が当社に対して負担する義務と同等の義務を負わせ、その遵守及び履行について一切の責任を負うものとします。

第3条(免責)

1. 当社は、タクシー事業者がプロダクトサポートを利用することによりタクシー事業者又はエンドユーザーと第三者との間で紛争等が発生した場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、利用規約第20条(解除)第1項各号に該当したことを以って本契約が解除された場合、本契約を更新しない旨の意思表示をしたことにより、タクシー事業者又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社の過失の有無やその程度に関わらず、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負わないものとします。

第4条(遵守事項)

プロダクトサポートの利用にあたって、タクシー事業者は、以下の各号に定める事項を遵守するものとします。

- (1) 法令等を遵守すること。
- (2) プロダクトサポートに関連する全ての契約並びに別途当社が定める規則及び手続等に従うこと。
- (3) プロダクトサポートを違法な目的のために利用しないこと。
- (4) 当社の商業的利益を害するような態様(当社の許可なく広告を掲載することを含みますがこれに限りません。)でプロダクトサポートを利用しないこと。
- (5) プロダクトサポートの運営に悪影響を及ぼすような目的で利用しないこと。
- (6) 第三者の特許権、著作権、商標権その他の知的財産権、名誉信用に関する権利、その他の正当な権利及び利益を侵害しないこと。
- (7) 前各号のほか、当社にとって不利益となる目的または当社が不適切と判断する態様でプロダクトサポートを利用しないこと。

第5条(プロダクトサポートの変更、停止、終了)

当社は、以下の事由が生じた場合、タクシー事業者又は第三者に対して何ら責任を負うことなく、タクシー事業者への本契約上のプロダクトサポートの提供を中止又は終了させることができるものとします。なお、当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき、タクシー事業者に損害が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。

- (1) タクシー事業者から提供された情報が虚偽、不正確又は不完全なものであった場合。
- (2) タクシー事業者が本規約に違反した場合又は第14条(解除)第1項各号に定める事由のいずれかに該当した場合。
- (3) タクシー事業者が法令等に違反する行為を行った場合。
- (4) プロダクトサポートに関するシステム等の点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う必要がある場合。
- (5) コンピューター、通信回線等が事故等の不測の事態により停止した場合。
- (6) 火災、停電、天災地変などの不可抗力によりプロダクトサポートの提供ができなくなった場合。
- (7) その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合。

第6条(中途解約)

当社は、本契約期間中であっても、タクシー事業者に対して30日前までに通知することにより、本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

以上

別紙 プロダクトサポートのサービス内容

名称	プロダクトサポート for DiDi モビリティジャパン	
サービス概要	<p>電話又は電子メールにより、以下のサービスを提供します。</p> <p>(1)タクシー事業者からの、対象製品に関するサービス仕様、製品仕様、製品機能、製品不具合に関する問合せ</p> <p>(2)タクシー事業者からの、対象製品の操作方法や設定方法に関する問合せ</p> <p>※タクシー事業者環境にログインして行うサポートは対象外です。</p>	
利用期間	利用期間は、本契約の有効期間中とします。	
問合せ窓口	受付方法	<p>当社は、問合せ専用の電話番号又はメールアドレスにて受付を行います。なお、問合せ専用の電話番号及びメールアドレスは、以下の通りです。</p> <p>電話番号:0120-919-071</p> <p>メールアドレス:help.fmc@didimobility.co.jp</p>
	対応時間	<p>0:00 ~ 24:00(24時間) 年中無休</p> <p>※問合せの内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。</p>
ご注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. タクシー事業者の全ての不都合や不明点を完全に解決することを保証するものではありません。 2. 対象製品以外に関する問合せ対応は含まれておりません。また、他社製品利用及び個別の利用環境による障害原因の切り分けは含まれておりません。 3. 対象製品の導入作業、作業支援、運用支援等の人員の派遣は含まれておりません。 4. プロダクトサポートにおける回答内容の知的財産権は、当社に留保されています。 5. プロダクトサポートは、同サポートの完全性・正確性・確実性・有用性、問合せのあった問題の解決、タクシー事業者の特定の目的にかなうこと、及び不具合の修補についてまで保証するものではありません。 	